

議案第 2 号

臨時代理の承認について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 1 月 2 3 日

提出者 調布市教育委員会
教育長 栗原 健

提案理由

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部改正について、教育長が臨時代理により処理したので、調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第 4 条第 2 項の規定により、提案するものであります。

臨時代理の承認について

別紙のとおり，臨時代理により処理したので報告し，承認を求めます。

臨時代理について

調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第4条第1項の規定により、調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部改正について臨時代理により処理する。

令和8年1月9日

調布市教育委員会
教育長 栗原 健

調布市教育委員会規則第1号

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部
を改正する規則

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年調布市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	報酬額 (円)	報酬 単位
1	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	学校施設管理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における施設、設備、備品等の修繕、製作等学校用務に従事する職員の補助に関すること。	大工仕事のできる者又は大工仕事の経験のある者であること。	<u>1,420</u>	時
2	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務の充実を図るため	学校事務専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務に関すること。	パソコン操作ができる者であること。	<u>1,550</u>	時
3	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	学校給食調理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理に関すること。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	<u>1,390</u>	時
4	調布市立小	調布市教	教育委員	調布市立小学校及び調布	—	<u>1,240</u>	時

	学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	育委員会技能補助員（用務員）	会教育総務課	市立中学校における学校用務作業全般の補助に関すること。			
5	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（給食調理員）	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること。	—	<u>1,240</u>	時
6	調布市立小学校及び調布市立中学校における栄養士業務の充実を図るため	学校栄養士専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校における栄養士業務補助及び調布市立中学校における給食事務に関すること。	栄養士免許を有する者であること。	<u>1,550</u>	時
7	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応の充実を図るため	食物アレルギー専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応業務に関すること。	栄養士法に定められる管理栄養士の資格を有し、かつ学校給食現場や病院等において実務経験を有する者であること。	<u>1,720</u>	時
8	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（応援給食調理員）	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること（給食調理員の欠員が発生した学校の給食調理補助を含む。）。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	<u>1,240</u>	時
9	調布市立小学校及び調布市立中学校における情報教育の充実を図るため	情報教育専門員	教育委員会指導室	情報教育における授業及び教員の支援や情報機器のサポート及びメンテナンス、校務の電子化、学校の情報発信に関すること。	情報教育及び情報機器等分野全般に幅広い知識、高い専門性を有する者であること。	<u>1,820</u>	時

10	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校図書館運営の充実を図るため	学校司書	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校における図書館資料の収集や分類排列、その目録整備、図書館利用の指導補助、他の図書館との連絡・調整等、学校図書館の運営補助に関すること。	司書又は司書教諭の資格を有する者であること。	<u>1,320</u>	時
11	調布市立小学校1年生及び同2年生の少人数学習による指導を行うため	少人数指導講師	教育委員会指導室	市立小学校低学年等算数少人数指導及びそれに付随する業務に関すること。	小学校教員免許状を有する者であること。	<u>1,720</u>	時
12	調布市立小学校及び調布市立中学校の特別支援学級の運営補助を行うため	特別支援学級支援員	教育委員会指導室	(1) 身近の自立を目的とした生活習慣に係る育成指導に関すること。 (2) 学習、集団行動、登下校時等の指導に関すること。 (3) 移動教室、修学旅行等の校外指導に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、学級運営上必要な業務に関すること。	教員免許状を有する者又は特別支援教育に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	<u>1,720</u>	時
13	調布市立小学校及び調布市立中学校の教員並びに適応指導教室の指導員の指導補助等を行うため	スクールサポーター	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校の通常学級並びに適応指導教室における特別な支援を要する児童・生徒への指導補助や個別的学习指導に関すること。	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力がある者であること。	<u>1,520</u>	時
14	調布市立小学校及び調布市立中学校における教職員の資	教育経営研究室専門研究員	教育委員会指導室	教職員の新任研修及び経験者等の研修をはじめ、教育に関する専門的、技術的事項の調査・研究に関すること。	教諭及び教育管理者として長年にわたり学校教育に従事するなど、	<u>1,920</u>	時

	質向上を図るため				学校教育及び家庭教育等に関する高度な専門的識見及び能力を有する者であること。		
15	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	教育支援コーディネーター	教育委員会指導室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童・生徒の在籍校や関係機関との連携・調整に関すること。 (2) 児童・生徒とその保護者の支援及び学校生活に係る教育全般の相談業務に関すること。 (3) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。 (4) 不登校児童・生徒の活動・学習支援業務に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が相当と認める業務に関すること。 	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者、かつ学校での指導経験が10年程度ある者であること。	<u>1,920</u>	時
16	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う不登校児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	適応指導教室指導員	教育委員会指導室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 不登校児童・生徒とその保護者の支援及び学校生活に係る教育全般の相談業務に関すること。 (2) 不登校児童・生徒の活動・学習支援業務に関すること。 (3) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、所属長が相当と認める業務に関すること。 	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	<u>1,670</u>	時
17	調布市立小学校及び調	スクールソーシャル	教育委員会指導室	(1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環	社会福祉士， 精神保健福祉	<u>2,120</u>	時

	布市立中学校に通う児童・生徒の家庭や学校における教育支援の充実を図るため	ルワーカー		<p>境への働きかけに関すること。</p> <p>(2) 関係機関等とのネットワークの構築，連携・調整に関すること。</p> <p>(3) 学校内におけるチーム体制の構築，支援に関すること。</p> <p>(4) 保護者，教職員等に対する支援・相談・情報提供に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか，所属長が適当と認める業務に関すること。</p>	士の資格を有する者又は教育及び福祉に関する専門的識見及び能力を有する者であること。		
		チーフスクールソーシャルワーカー		<p>スクールソーシャルワーカーに掲げる業務内容のほか，</p> <p>(1) スクールソーシャルワーカー対応事案等の進行管理，統括に関すること。</p> <p>(2) スクールソーシャルワーカーの人材育成に関すること。</p>	社会福祉士，精神保健福祉士の資格を有し，教育及び福祉に関する高度な専門的識見及び能力を有する者であること。	<u>2,620</u>	時
18	調布市立小学校及び調布市立中学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り，不登校，いじめ，問題行動等の改善に資するため	調布市スクールカウンセラー	教育委員会指導室	<p>カウンセリング等を通じて，児童・生徒の不登校，いじめ，問題行動等の改善に関すること。</p>	<p>公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士，公認心理師法による公認心理師，<u>学校心理士認定運営機構の認定する学校心理士</u>のいずれかの資格を有する者であること。</p>	<u>2,120</u>	時
19	一般教員の	スクー	教育委員	教員補助（授業準備，採	—	<u>1,240</u>	時

	負担軽減を図り、教員がより児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備するため	ル・サポート・スタッフ	会指導室	点業務，教材作成の補助等）に関すること。			
20	事務職員等の欠員補対応及び大規模校に配置されている都費学校事務職員の補助を行うため	学校補助員	教育委員会指導室	都費学校事務職員の補助（各種手当支給，旅費支給，補助金・交付金の申請等）に関すること。	—	都交付金単価に準じる。	時
				栄養士業務	栄養士免許を有する者であること。	都交付金単価に準じる。	時
				養護教諭業務	養護教諭免許等を有する者であること。	都交付金単価に準じる。	時
21	副校長の事務補助を行うため	副校長補佐	教育委員会指導室	副校長の事務補助（任用書類作成，調査回答等）に関すること。	学校教職員，行政事務職員，一般企業における常勤職員等の経験者であること。	<u>1,690</u>	時
22	中学校における部活動の充実及び教員の負担軽減を図り，もって中学校の指導体制の整備及び充実に資するため	部活動指導員	教育委員会指導室	部活動に係る職務（実技指導，安全に関する知識及び技能の指導，大会及び練習試合等の引率，その他部活動指導に関し校長が必要と認める事項等）に関すること。	—	<u>1,720</u>	時
23	小学校における授業の質の向上及び教員の負	エデュケーショナル・アシスタント	教育委員会指導室	学年の各学級経営における副担任相当の業務（学年・学級経営上必要な業務全般の補助，児童から	学校教職員，行政事務職員，一般企業における常勤	<u>1,670</u>	時

	担軽減を図るため			の相談対応や登下校の見守り，学習・生活指導の補助等)	職員等の経験者であること。		
24	教育行政の充実を図るため	青少年交流館専門員	教育委員会社会教育課	(1) 来館児童・生徒の活動のサポート (2) 前号に掲げるもののほか，所属長は適当と認める業務に関すること。	教員・幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者であること。	<u>1,420</u>	時
25	教育行政の充実を図るため	教育相談心理職専門員	教育委員会指導室	(1) 来所相談業務に関すること。 (2) 電話相談業務に関すること。 (3) 就学，転学及び通級指導学級入退級相談業務に関すること。 (4) 不登校児童・生徒支援業務に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか，所属長が適当と認める業務に関すること。	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士，公認心理師法による公認心理師， <u>学校心理士認定運営機構の認定する学校心理士</u> のいずれかの資格を有する者又は資格取得見込みの者であること。	<u>2,120</u>	時
26	教育行政の充実を図るため	教育相談教育職専門員	教育委員会指導室	(1) 電話相談業務に関すること。 (2) 就学，転学及び通級指導学級入退級相談業務に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか，所属長が適当と認める業務に関すること。	教員免許状を有し，学校教育，家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	<u>1,920</u>	時
27	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専門員（専門的業務）	教育委員会図書館	(1) 専門的業務の補助に関すること。 (2) 窓口受付及び資料整理に関すること。 (3) 電子資料利用者への支援業務，原資料の整理業務等に関すること。 (4) 前3号に掲げるも	図書館司書資格を持っている者であること。	<u>1,440</u>	時

				ののほか，調布市立図書館長が指定する事務に関すること。			
28	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	読書推進員	教育委員会図書館	読書推進活動業務に関すること。	—	<u>1,440</u>	時
29	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	音訳等調整員	教育委員会図書館	図書館及び音訳者等との調整に関すること。	—	<u>1,440</u>	時
30	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専任職員	教育委員会図書館	(1) 窓口受付及び資料整理に関すること。 (2) 電子資料利用者への支援業務，原資料の整理業務等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか，調布市立図書館長が指定する事務に関すること。	—	<u>1,270</u>	時
31	調布市立図書館における運営支援及び職員の資質向上を図るため	図書館運営指導支援員	教育委員会図書館	(1) 図書館運営の支援及び職員の資質向上を図るための研修・指導・助言に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか，調布市立図書館館長が指定する事務に関すること。	図書館司書資格を有し，かつ，公立図書館における常勤職員の経験及び図書館行政に関する専門的な知見を有すること。	<u>1,520</u>	時
32	調布市郷土博物館事業の振興を図るため	郷土博物館専門員	教育委員会郷土博物館	郷土博物館が所管する収蔵資料・文化財・史跡・郷土史に関する事務事業全般に関すること。	博物館又は関連する専門分野に対する識見を有すること。	<u>1,720</u>	時
33	調布市郷土博物館事業の効率的かつ効果的な推進を図るため	文化財保護事務員	教育委員会郷土博物館	(1) 文化財保護事業における事務に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか，調布市郷土博物館長が指定する業務	職務の遂行に必要な資格，知識，技能等を有すること。	<u>1,380</u>	時

				に関すること。			
34	調布市郷土博物館事業の効率的かつ効果的な推進を図るため	文化財保護事務補助員	教育委員会郷土博物館	(1) 文化財保護事業における事務の補助に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、調布市郷土博物館長が指定する業務に関すること。	職務の遂行に必要な資格、知識、技能等を有する者であること。	<u>1,240</u>	時
35	調布市郷土博物館事業の効率的かつ効果的な推進を図るため	埋蔵文化財専門員	教育委員会郷土博物館	(1) 埋蔵文化財調査の実施に関すること。 (2) 埋蔵文化財調査に付随する業務に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市郷土博物館長が指定する業務に関すること。	埋蔵文化財調査及び関連する専門分野に対する識見を有し、かつ、5年以上の調査経験を有する者であること。	<u>1,970</u>	時
36	調布市郷土博物館事業の効率的かつ効果的な推進を図るため	埋蔵文化財調査員	教育委員会郷土博物館	(1) 埋蔵文化財専門員が行う業務の補助に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、調布市郷土博物館長が指定する業務に関すること。	埋蔵文化財調査及び関連する専門分野に対する識見を有し、かつ、調査経験を有する者であること。	<u>1,720</u>	時
37	地域の社会教育の向上を図り各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	公民館専門員	教育委員会公民館	(1) 各種事業の企画・運営及びこれに付随する事務に関すること。 (2) 公民館使用者及びサークル活動への援助に関すること。	社会教育主事、社会教育士のいずれかの資格若しくは教員免許状を有する者又は生涯学習に関する講座の企画・運営業務の実務経験が1年以上ある者であること。	<u>1,720</u>	時
38	教育委員会の各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	保育士(臨時)	教育委員会各課(室・所・館)	保育室開室時間等の保育業務に関すること。	保育士資格を有する者又は保育士資格に準ずる資格を有する者であ	<u>1,290</u>	時

	め				ること。		
					無資格者	<u>1,240</u>	時

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 令和元年11月22日教育委員会規則第5号</p>	<p>○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 令和元年11月22日教育委員会規則第5号</p>
<p>改正</p>	<p>改正</p>
<p>令和2年3月27日教委規則第4号 令和2年6月30日教委規則第8号 令和3年3月26日教委規則第2号 令和3年9月28日教委規則第6号 令和4年3月25日教委規則第1号 令和4年9月30日教委規則第7号 令和5年3月31日教委規則第1号 令和5年9月22日教委規則第12号 令和6年3月29日教委規則第3号 令和6年9月27日教委規則第7号 令和7年3月28日教委規則第3号 令和7年9月26日教委規則第6号 <u>令和8年 月 日教委規則第 号</u></p>	<p>令和2年3月27日教委規則第4号 令和2年6月30日教委規則第8号 令和3年3月26日教委規則第2号 令和3年9月28日教委規則第6号 令和4年3月25日教委規則第1号 令和4年9月30日教委規則第7号 令和5年3月31日教委規則第1号 令和5年9月22日教委規則第12号 令和6年3月29日教委規則第3号 令和6年9月27日教委規則第7号 令和7年3月28日教委規則第3号 令和7年9月26日教委規則第6号</p>
<p>調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則</p>	<p>調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則</p>
<p>調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように制定する。</p>	<p>調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように制定する。</p>
<p>第1条から第11条まで 略</p>	<p>第1条から第11条まで 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 2 次の各号に掲げる規則は、令和2年3月31日をもって廃止する。 (1) 調布市社会教育指導員設置に関する規則（平成19年3月20日教育委員会規則第8号） (2) 調布市郷土博物館専門員設置規則（平成3年3月29日教育委員会規則</p>	<p>1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 2 次の各号に掲げる規則は、令和2年3月31日をもって廃止する。 (1) 調布市社会教育指導員設置に関する規則（平成19年3月20日教育委員会規則第8号） (2) 調布市郷土博物館専門員設置規則（平成3年3月29日教育委員会規則</p>

改正後								改正前							
第4号) <u>附 則 (令和8年 月 日規則第 号)</u> <u>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。</u>								第4号)							
別表 (第1条, 第3条—第6条, 第8条, 第9条関係)								別表 (第1条, 第3条—第6条, 第8条, 第9条関係)							
番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	報酬額 (円)	報酬単位	番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	報酬額 (円)	報酬単位
1	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	学校施設管理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における施設、設備、備品等の修繕、製作等学校用務に従事する職員の補助に関すること。	大工仕事のできる者又は大工仕事の経験のある者であること。	1,420	時	1	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	学校施設管理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における施設、設備、備品等の修繕、製作等学校用務に従事する職員の補助に関すること。	大工仕事のできる者又は大工仕事の経験のある者であること。	1,380	時
2	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務の充実を図るため	学校事務専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務に関すること。	パソコン操作ができる者であること。	1,550	時	2	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務の充実を図るため	学校事務専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校事務に関すること。	パソコン操作ができる者であること。	1,510	時
3	調布市立小学校及び調布市立中学校における給食調理	学校給食調理	教育委員会教	調布市立小学校及び調布市立中学校にお	調理師免許を有している者又は調	1,390	時	3	調布市立小学校及び調布市立中学校における給食調理	学校給食調理	教育委員会教	調布市立小学校及び調布市立中学校にお	調理師免許を有している者又は調	1,350	時

改正後								改正前								
	校における調理業務の充実を図るため	専門員	育総務課	ける学校給食調理に関すること。	理業務の経験がある者であること。				校における調理業務の充実を図るため	専門員	育総務課	ける学校給食調理に関すること。	理業務の経験がある者であること。			
4	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員(用務員)	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校用務作業全般の補助に関すること。	—	1,240	時		4	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員(用務員)	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校用務作業全般の補助に関すること。	—	1,230	時
5	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員(給食調理員)	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること。	—	1,240	時		5	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員(給食調理員)	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること。	—	1,230	時
6	調布市立小学校及び調布市立中学校における栄養士業務の充実を図るため	学校栄養士専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校における栄養士業務補助及び調布市立中学校における給食事務に関すること。	栄養士免許を有する者であること。	1,550	時		6	調布市立小学校及び調布市立中学校における栄養士業務の充実を図るため	学校栄養士専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校における栄養士業務補助及び調布市立中学校における給食事務に関すること。	栄養士免許を有する者であること。	1,510	時

改正後								改正前							
7	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応の充実を図るため	食物アレルギー専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応業務に関すること。	栄養士法に定められる管理栄養士の資格を有し、かつ学校給食現場や病院等において実務経験を有する者であること。	1,720	時	7	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応の充実を図るため	食物アレルギー専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応業務に関すること。	栄養士法に定められる管理栄養士の資格を有し、かつ学校給食現場や病院等において実務経験を有する者であること。	1,680	時
8	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（応援給食調理員）	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること（給食調理員の欠員が発生した学校の給食調理補助を含む。）。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	1,240	時	8	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（応援給食調理員）	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること（給食調理員の欠員が発生した学校の給食調理補助を含む。）。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	1,230	時
9	調布市立小学校及び調布市立中学校における情報教育の充実を図るため	情報教育専門員	教育委員会指導室	情報教育における授業及び教員の支援や情報機器のサポート及びメンテナンス、校務の電子化、学	情報教育及び情報機器等分野全般に幅広い知識、高い専門性を有する者である	1,820	時	9	調布市立小学校及び調布市立中学校における情報教育の充実を図るため	情報教育専門員	教育委員会指導室	情報教育における授業及び教員の支援や情報機器のサポート及びメンテナンス、校務の電子化、学	情報教育及び情報機器等分野全般に幅広い知識、高い専門性を有する者である	1,780	時

改正後								改正前							
				校の情報発信 に関する こと。								校の情報発信 に関する こと。			
10	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校図書館運営の充実を図るため	学校司書	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校における図書館資料の収集や分類・整理、その目録整備、図書館利用の指導補助、他の図書館との連絡・調整等、学校図書館の運営補助に関する こと。	司書又は司書教諭の資格を有する者であること。	<u>1,320</u>	時	10	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校図書館運営の充実を図るため	学校司書	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校における図書館資料の収集や分類・整理、その目録整備、図書館利用の指導補助、他の図書館との連絡・調整等、学校図書館の運営補助に関する こと。	司書又は司書教諭の資格を有する者であること。	<u>1,280</u>	時
11	調布市立小学校1年生及び同2年生の少人数学習による指導を行うため	少人数指導講師	教育委員会指導室	市立小学校低学年等算数少人数指導及びそれに付随する業務に関する こと。	小学校教員免許状を有すること。	<u>1,720</u>	時	11	調布市立小学校1年生及び同2年生の少人数学習による指導を行うため	少人数指導講師	教育委員会指導室	市立小学校低学年等算数少人数指導及びそれに付随する業務に関する こと。	小学校教員免許状を有すること。	<u>1,680</u>	時
12	調布市立小学校及び調布市立中学校の特別支援学級の運営補助を行う	特別支援学級支援員	教育委員会指導室	(1) 身の自立を目的とした生活習慣に係る育成指導に関する こと。	教員免許状を有する者又は特別支援教育に関する専門的識見及び能	<u>1,720</u>	時	12	調布市立小学校及び調布市立中学校の特別支援学級の運営補助を行う	特別支援学級支援員	教育委員会指導室	(1) 身の自立を目的とした生活習慣に係る育成指導に関する こと。	教員免許状を有する者又は特別支援教育に関する専門的識見及び能	<u>1,680</u>	時

改正後								改正前								
	うため			(2) 学習, 集団行動, 登下校時等の指導に関すること。 (3) 移動教室, 修学旅行等の校外指導に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか, 学級運営上必要な業務に関すること。	力を有する者であること。				うため			(2) 学習, 集団行動, 登下校時等の指導に関すること。 (3) 移動教室, 修学旅行等の校外指導に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか, 学級運営上必要な業務に関すること。	力を有する者であること。			
13	調布市立小学校及び調布市立中学校の教員並びに適応指導教室の指導員の指導補助等を行うため	スクールサポーター	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校の通常学級並びに適応指導教室における特別な支援を要する児童・生徒への指導補助や個別的学习指導に関すること。	教員免許状を有し, 学校教育, 家庭教育等に関する専門的識見及び能力がある者であること。	1,520	時		13	調布市立小学校及び調布市立中学校の教員並びに適応指導教室の指導員の指導補助等を行うため	スクールサポーター	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校の通常学級並びに適応指導教室における特別な支援を要する児童・生徒への指導補助や個別的学习指導に関すること。	教員免許状を有し, 学校教育, 家庭教育等に関する専門的識見及び能力がある者であること。	1,480	時

改正後								改正前							
14	調布市立小学校及び調布市立中学校における教職員の資質向上を図るため	教育経営研究室専門研究員	教育委員会指導室	教職員の新任研修及び経験者等の研修をはじめ、教育に関する専門的、技術的事項の調査・研究に関すること。	教諭及び教育管理者として長年にわたり学校教育に従事するなど、学校教育及び家庭教育等に関する高度な専門的識見及び能力を有する者であること。	1,920	時	14	調布市立小学校及び調布市立中学校における教職員の資質向上を図るため	教育経営研究室専門研究員	教育委員会指導室	教職員の新任研修及び経験者等の研修をはじめ、教育に関する専門的、技術的事項の調査・研究に関すること。	教諭及び教育管理者として長年にわたり学校教育に従事するなど、学校教育及び家庭教育等に関する高度な専門的識見及び能力を有する者であること。	1,880	時
15	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	教育支援コーディネーター	教育委員会指導室	(1) 児童・生徒の在籍校や関係機関との連携・調整に関すること。 (2) 児童・生徒とその保護者の支援及び学校生活に係る教育全般の相談業務に関すること。	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者、かつ学校での指導経験が10年程度ある者であること。	1,920	時	15	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	教育支援コーディネーター	教育委員会指導室	(1) 児童・生徒の在籍校や関係機関との連携・調整に関すること。 (2) 児童・生徒とその保護者の支援及び学校生活に係る教育全般の相談業務に関すること。	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者、かつ学校での指導経験が10年程度ある者であること。	1,880	時

改正後								改正前							
				(3) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。 (4) 不登校児童・生徒の活動・学習支援業務に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関すること。								(3) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。 (4) 不登校児童・生徒の活動・学習支援業務に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関すること。			
16	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う不登校児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	適応指導教室指導員	教育委員会指導室	(1) 不登校児童・生徒とその保護者の支援及び学校生活に係る教育全般の相談業務に関すること。 (2) 不登校児童・生徒と	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	<u>1,670</u>	時	16	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う不登校児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	適応指導教室指導員	教育委員会指導室	(1) 不登校児童・生徒とその保護者の支援及び学校生活に係る教育全般の相談業務に関すること。 (2) 不登校児童・生徒と	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	<u>1,630</u>	時

改正後								改正前									
				活動・学習支援業務に関すること。 (3) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関すること。									活動・学習支援業務に関すること。 (3) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関すること。				
17	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の家庭や学校における教育支援の充実を図るため	スクールソーシャルワーカー	教育委員会指導室	(1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけに関すること。 (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整に関すること。	社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者又は教育及び福祉に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	<u>2,120</u>	時	17	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の家庭や学校における教育支援の充実を図るため	スクールソーシャルワーカー	教育委員会指導室	(1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけに関すること。 (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整に関すること。	社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者又は教育及び福祉に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	<u>2,080</u>	時		

改正後								改正前									
				<p>(3) 学校内におけるチーム体制の構築, 支援に関すること。</p> <p>(4) 保護者, 教職員等に対する支援・相談・情報提供に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか, 所属長が適当と認める業務に関すること。</p>									<p>(3) 学校内におけるチーム体制の構築, 支援に関すること。</p> <p>(4) 保護者, 教職員等に対する支援・相談・情報提供に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか, 所属長が適当と認める業務に関すること。</p>				
		チーフスクールソーシャルワーカー	<p>スクールソーシャルワーカーに掲げる業務内容のほか,</p> <p>(1) スクールソーシャルワーカー対応事案等の進行管理, 統括に関する</p>	<p>社会福祉士, 精神保健福祉士の資格を有し, 教育及び福祉に関する高度な専門的識見及び能力を有する者で</p>	2,620	時					チーフスクールソーシャルワーカー	<p>スクールソーシャルワーカーに掲げる業務内容のほか,</p> <p>(1) スクールソーシャルワーカー対応事案等の進行管理, 統括に関する</p>	<p>社会福祉士, 精神保健福祉士の資格を有し, 教育及び福祉に関する高度な専門的識見及び能力を有する者で</p>	2,580	時		

改正後								改正前							
				ること。 (2) スクー ルソーシャ ルワーカー の人材育成 に関するこ と。	あること。							ること。 (2) スクー ルソーシャ ルワーカー の人材育成 に関するこ と。	あること。		
18	調布市立小 学校及び調 布市立中学 校における カウンセリング等の機 能の充実を 図り、不登 校、いじめ、 問題行動等 の改善に資 するため	調布 市ス クー ルカ ウン セラ ー	教育 委員 会指 導室	カウンセリング等を通じて、 児童・生徒の不登校、いじめ、 問題行動等の改善に関する こと。	公益財団法人日本臨床 心理士資格 認定協会の 認定する臨 床心理士、 公認心理師 法による公 認心理師、 <u>学校心理士</u> <u>認定運営機</u> <u>構の認定す</u> <u>る学校心理</u> <u>士のいずれ</u> <u>かの資格を</u> <u>有する者で</u> <u>あること。</u>	<u>2,120</u>	時	18	調布市立小 学校及び調 布市立中学 校における カウンセリング等の機 能の充実を 図り、不登 校、いじめ、 問題行動等 の改善に資 するため	調布 市ス クー ルカ ウン セラ ー	教育 委員 会指 導室	カウンセリング等を通じて、 児童・生徒の不登校、いじめ、 問題行動等の改善に関する こと。	公益財団法人日本臨床 心理士資格 認定協会の 認定する臨 床心理士、 公認心理師 法による公 認心理師、 <u>学校心理士</u> <u>認定運営機</u> <u>構・日本学</u> <u>校心理士会</u> <u>の認定する</u> <u>学校心理士</u> <u>のいずれか</u> <u>の資格を有</u> <u>する者であ</u> <u>ること。</u>	<u>2,080</u>	時
19	一般教員の 負担軽減を	スク ー	教育 委員	教員補助（授業 準備、採点業	—	<u>1,240</u>	時	19	一般教員の 負担軽減を	スク ー	教育 委員	教員補助（授業 準備、採点業	—	<u>1,230</u>	時

改正後								改正前									
	図り，教員がより児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備するため	ル・サポート・スタッフ	会指導室	務，教材作成の補助等) に関すること。						図り，教員がより児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備するため	ル・サポート・スタッフ	会指導室	務，教材作成の補助等) に関すること。				
20	事務職員等の欠員補完対応及び大規模校に配置されている都費学校事務職員の補助を行うため	学校補助員	教育委員会指導室	都費学校事務職員の補助（各種手当支給，旅費支給，補助金・交付金の申請等）に関すること。	—	都交付金単価に準じる。	時	20	事務職員等の欠員補完対応及び大規模校に配置されている都費学校事務職員の補助を行うため	学校補助員	教育委員会指導室	都費学校事務職員の補助（各種手当支給，旅費支給，補助金・交付金の申請等）に関すること。	—	都交付金単価に準じる。	時		
				栄養士業務	栄養士免許を有する者であること。	都交付金単価に準じる。	時					栄養士業務	栄養士免許を有する者であること。	都交付金単価に準じる。	時		
				養護教諭業務	養護教諭免許等を有する者であること。	都交付金単価に準じる。	時					養護教諭業務	養護教諭免許等を有する者であること。	都交付金単価に準じる。	時		
21	副校長の事務補助を行うため	副校長補佐	教育委員会指導室	副校長の事務補助（任用書類作成，調査回答	学校教職員，行政事務職員，一	<u>1,690</u>	時	21	副校長の事務補助を行うため	副校長補佐	教育委員会指導室	副校長の事務補助（任用書類作成，調査回答	学校教職員，行政事務職員，一	<u>1,650</u>	時		

改正後								改正前							
			導室	等) に関するこ	般企業にお					導室	等) に関するこ	般企業にお			
				と。	ける常勤職						と。	ける常勤職			
					員等の経験							員等の経験			
					者であるこ							者であるこ			
					と。										
22	中学校にお ける部活動 の充実及び 教員の負担 軽減を図 り、もって 中学校の指 導体制の整 備及び充実 に資するた め	部活 動指 導員	教育 委員 会指 導室	部活動に係る 職務（実技指 導、安全に関 する知識及び技 能の指導、大会 及び練習試合 等の引率、その 他部活動指導 に関し校長が 必要と認める 事項等）に関す ること。	—	<u>1,720</u>	時	22	中学校にお ける部活動 の充実及び 教員の負担 軽減を図 り、もって 中学校の指 導体制の整 備及び充実 に資するた め	部活 動指 導員	教育 委員 会指 導室	部活動に係る 職務（実技指 導、安全に関 する知識及び技 能の指導、大会 及び練習試合 等の引率、その 他部活動指導 に関し校長が 必要と認める 事項等）に関す ること。	—	<u>1,680</u>	時
23	小学校にお ける授業の 質の向上及 び教員の負 担軽減を図 るため	エデ ュケ ーシ ョ ン・ア シス タン ト	教育 委員 会指 導室	学年の各学級 経営における 副担任相当の 業務（学年・学 級経営上必要 な業務全般の 補助、児童から の相談対応や 登下校の見守 り、学習・生活 指導の補助等）	学校教職 員、行政事 務職員、一 般企業にお ける常勤職 員等の経験 者であるこ と。	<u>1,670</u>	時	23	小学校にお ける授業の 質の向上及 び教員の負 担軽減を図 るため	エデ ュケ ーシ ョ ン・ア シス タン ト	教育 委員 会指 導室	学年の各学級 経営における 副担任相当の 業務（学年・学 級経営上必要 な業務全般の 補助、児童から の相談対応や 登下校の見守 り、学習・生活 指導の補助等）	学校教職 員、行政事 務職員、一 般企業にお ける常勤職 員等の経験 者であるこ と。	<u>1,630</u>	時

改正後							改正前								
24	教育行政の充実を図るため	青少年交流館専門員	教育委員会社会教育課	<p>(1) 来館児童・生徒の活動のサポート</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、所属長は適当と認める業務に関すること。</p>	<p>教員・幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者であること。</p>	1,420	時	24	教育行政の充実を図るため	青少年交流館専門員	教育委員会社会教育課	<p>(1) 来館児童・生徒の活動のサポート</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、所属長は適当と認める業務に関すること。</p>	<p>教員・幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者であること。</p>	1,380	時
25	教育行政の充実を図るため	教育相談心理職専門員	教育委員会指導室	<p>(1) 来所相談業務に関すること。</p> <p>(2) 電話相談業務に関すること。</p> <p>(3) 就学、転学及び通級指導学級入退級相談業務に関すること。</p> <p>(4) 不登校児童・生徒支援業務に関すること。</p> <p>(5) 前各号</p>	<p>公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士、公認心理師法による公認心理師、<u>学校心理士認定運営機構の認定する学校心理士</u>のいずれかの資格を有する者又は資格取得</p>	2,120	時	25	教育行政の充実を図るため	教育相談心理職専門員	教育委員会指導室	<p>(1) 来所相談業務に関すること。</p> <p>(2) 電話相談業務に関すること。</p> <p>(3) 就学、転学及び通級指導学級入退級相談業務に関すること。</p> <p>(4) 不登校児童・生徒支援業務に関すること。</p> <p>(5) 前各号</p>	<p>公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士、公認心理師法による公認心理師、<u>学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士</u>のいずれかの資格を有</p>	2,080	時

改正後								改正前							
				に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関する こと。	見込みの者であること。							に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関する こと。	する者又は資格取得見込みの者であること。		
26	教育行政の充実を図るため	教育相談教育職専門員	教育委員会指導室	(1) 電話相談業務に関する こと。 (2) 就学、転学及び通級指導学級入退級相談業務に関する こと。 (3) 前2号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関する こと。	教員免許状を有し、学校教育、家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者である こと。	<u>1,920</u>	時	26	教育行政の充実を図るため	教育相談教育職専門員	教育委員会指導室	(1) 電話相談業務に関する こと。 (2) 就学、転学及び通級指導学級入退級相談業務に関する こと。 (3) 前2号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める業務に関する こと。	する者又は資格取得見込みの者であること。	<u>1,880</u>	時
27	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専門員(専門的業務)	教育委員会図書館	(1) 専門的業務の補助に関する こと。 (2) 窓口受付及び資料	図書館司書資格を持っている者である こと。	<u>1,440</u>	時	27	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専門員(専門的業務)	教育委員会図書館	(1) 専門的業務の補助に関する こと。 (2) 窓口受付及び資料	図書館司書資格を持っている者である こと。	<u>1,400</u>	時

改正後								改正前									
				整理に関する こと。 (3) 電子資 料利用者へ の支援業務, 原資料の整 理業務等に 関すること。 (4) 前3号 に掲げるも ののほか, 調 布市立図書 館長が指定 する事務に 関すること。									整理に関する こと。 (3) 電子資 料利用者へ の支援業務, 原資料の整 理業務等に 関すること。 (4) 前3号 に掲げるも ののほか, 調 布市立図書 館長が指定 する事務に 関すること。				
28	調布市立図 書館におけ る図書館事 業の充実を 図るため	読書 推進 員	教育 委員 会図 書館	読書推進活動 業務に関する こと。	—	<u>1,440</u>	時	28	調布市立図 書館におけ る図書館事 業の充実を 図るため	読書 推進 員	教育 委員 会図 書館	読書推進活動 業務に関する こと。	—	<u>1,400</u>	時		
29	調布市立図 書館におけ る図書館事 業の充実を 図るため	音訳 等調 整員	教育 委員 会図 書館	図書館及び音 訳者等との調 整に関するこ と。	—	<u>1,440</u>	時	29	調布市立図 書館におけ る図書館事 業の充実を 図るため	音訳 等調 整員	教育 委員 会図 書館	図書館及び音 訳者等との調 整に関するこ と。	—	<u>1,400</u>	時		
30	調布市立図 書館におけ る図書館事	図書 館専 任職	教育 委員 会図	(1) 窓口受 付及び資料 整理に関す	—	<u>1,270</u>	時	30	調布市立図 書館におけ る図書館事	図書 館専 任職	教育 委員 会図	(1) 窓口受 付及び資料 整理に関す	—	<u>1,230</u>	時		

改正後								改正前									
	業の充実を図るため	員	書館	ること。 (2) 電子資料利用者への支援業務、原資料の整理業務等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に関すること。						業の充実を図るため	員	書館	ること。 (2) 電子資料利用者への支援業務、原資料の整理業務等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に関すること。				
31	調布市立図書館における運営支援及び職員の資質向上を図るため	図書館運営指導支援員	教育委員会図書館	(1) 図書館運営の支援及び職員の資質向上を図るための研修・指導・助言に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に	図書館司書資格を有し、かつ、公立図書館における常勤職員の経験及び図書館行政に関する専門的な知見を有すること。	1,520	時	31	調布市立図書館における運営支援及び職員の資質向上を図るため	図書館運営指導支援員	教育委員会図書館	(1) 図書館運営の支援及び職員の資質向上を図るための研修・指導・助言に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に	図書館司書資格を有し、かつ、公立図書館における常勤職員の経験及び図書館行政に関する専門的な知見を有すること。	1,480	時		

改正後								改正前								
				関すること。								関すること。				
32	調布市郷土博物館事業の振興を図るため	郷土博物館専門員	教育委員会郷土博物館	郷土博物館が所管する収蔵資料・文化財・史跡・郷土史に関する事務事業全般に関すること。	博物館又は関連する専門分野に対する識見を有する者であること。	<u>1,720</u>	時	32	調布市郷土博物館事業の振興を図るため	郷土博物館専門員	教育委員会郷土博物館	郷土博物館が所管する収蔵資料・文化財・史跡・郷土史に関する事務事業全般に関すること。	博物館又は関連する専門分野に対する識見を有する者であること。	<u>1,680</u>	時	
33	調布市郷土博物館事業の効率的かつ効果的な推進を図るため	文化財保護事務員	教育委員会郷土博物館	(1) 文化財保護事業における事務に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、調布市郷土博物館長が指定する業務に関すること。	職務の遂行に必要な資格、知識、技能等を有する者であること。	<u>1,380</u>	時	33	調布市郷土博物館事業の効率的かつ効果的な推進を図るため	文化財保護事務員	教育委員会郷土博物館	(1) 文化財保護事業における事務に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、調布市郷土博物館長が指定する業務に関すること。	職務の遂行に必要な資格、知識、技能等を有する者であること。	<u>1,340</u>	時	
34	調布市郷土博物館事業の効率的かつ効果的な推進を図るため	文化財保護事務補助員	教育委員会郷土博物館	(1) 文化財保護事業における事務の補助に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、調布	職務の遂行に必要な資格、知識、技能等を有する者であること。	<u>1,240</u>	時	34	調布市郷土博物館事業の効率的かつ効果的な推進を図るため	文化財保護事務補助員	教育委員会郷土博物館	(1) 文化財保護事業における事務の補助に関すること。 (2) 前号に掲げるもの	職務の遂行に必要な資格、知識、技能等を有する者であること。	<u>1,230</u>	時	

改正後								改正前							
				市郷土博物館長が指定する業務に関すること。								市郷土博物館長が指定する業務に関すること。			
35	調布市郷土博物館事業の効率的かつ効果的な推進を図るため	埋蔵文化財専門員	教育委員会郷土博物館	(1) 埋蔵文化財調査の実施に関すること。 (2) 埋蔵文化財調査に付随する業務に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市郷土博物館長が指定する業務に関すること。	埋蔵文化財調査及び関連する専門分野に対する識見を有し、かつ、5年以上の調査経験を有する者であること。	1,970	時	35	調布市郷土博物館事業の効率的かつ効果的な推進を図るため	埋蔵文化財専門員	教育委員会郷土博物館	(1) 埋蔵文化財調査の実施に関すること。 (2) 埋蔵文化財調査に付随する業務に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市郷土博物館長が指定する業務に関すること。	埋蔵文化財調査及び関連する専門分野に対する識見を有し、かつ、5年以上の調査経験を有する者であること。	1,930	時
36	調布市郷土博物館事業の効率的かつ効果的な推進を図るため	埋蔵文化財調査員	教育委員会郷土博物館	(1) 埋蔵文化財専門員が行う業務の補助に関すること。 (2) 前号に掲げるもの	埋蔵文化財調査及び関連する専門分野に対する識見を有し、かつ、調査経験を	1,720	時	36	調布市郷土博物館事業の効率的かつ効果的な推進を図るため	埋蔵文化財調査員	教育委員会郷土博物館	(1) 埋蔵文化財専門員が行う業務の補助に関すること。 (2) 前号に掲げるもの	埋蔵文化財調査及び関連する専門分野に対する識見を有し、かつ、調査経験を	1,680	時

改正後								改正前							
				のほか、調布市郷土博物館長が指定する業務に関すること。	有する者であること。							のほか、調布市郷土博物館長が指定する業務に関すること。	有する者であること。		
37	地域の社会教育の向上を図り各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	公民館専門員	教育委員会公民館	(1) 各種事業の企画・運営及びこれに付随する事務に関すること。 (2) 公民館使用者及びサークル活動への援助に関すること。	社会教育主事、社会教育士のいずれかの資格若しくは教員免許状を有する者又は生涯学習に関する講座の企画・運営業務の実務経験が1年以上ある者であること。	1,720	時	37	地域の社会教育の向上を図り各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	公民館専門員	教育委員会公民館	(1) 各種事業の企画・運営及びこれに付随する事務に関すること。 (2) 公民館使用者及びサークル活動への援助に関すること。	社会教育主事、社会教育士のいずれかの資格若しくは教員免許状を有する者又は生涯学習に関する講座の企画・運営業務の実務経験が1年以上ある者であること。	1,680	時
38	教育委員会の各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	保育士(臨時)	教育委員会各課(室・所・館)	保育室開室時間等の保育業務に関すること。	保育士資格を有する者又は保育士資格に準ずる資格を有する者であること。	1,290	時	38	教育委員会の各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	保育士(臨時)	教育委員会各課(室・所・館)	保育室開室時間等の保育業務に関すること。	保育士資格を有する者又は保育士資格に準ずる資格を有する者であること。	1,250	時
				無資格者	無資格者	1,240	時					無資格者	無資格者	1,230	時

